

平成30年度 児童生徒就学援助費給付制度について (お知らせ)

野洲市教育委員会事務局学校教育課

野洲市では、市内に在住し、公立の小・中学校に在籍するお子さんの就学に必要な経費の負担にお困りの保護者に対し、学校給食費、学用品費の一部を就学援助費として給付しています。

この制度をご希望の方は、下記要領にて申請してください。(平成30年度の入学予定者から、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を実施します。詳しくは裏面をご覧ください。)

き記

1. 申請をいただける方

(1)平成29年度または平成30年度において、次のいずれかの措置を受けられた方

(平成30年度措置が決定されるのは、平成30年6月以降になります。)

- ①生活保護の停止又は廃止
②市民税の非課税・減免
③個人事業税・固定資産税の減免
④国民年金の保険料の免除
⑤国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
⑥児童扶養手当の支給
⑦生活福祉資金による貸付

(2)失業対策事業適格者手帳を持つ日雇労働者か、職業安定所登録日雇労働者の方

(3)経済的にお困りの方で、子どもの就学に支障のある方。(前年《平成29年1月～12月》の世帯の総収入が市で定める基準以下の家庭)

2. 援助する経費 (それぞれに限度額があります)

平成30年2月現在

Table with 4 columns: 支給費目, 小学校, 中学校, 備考. Rows include 学校給食費, 学用品費 (1年生), 学用品費 (1年生以外), 校外活動費 (宿泊を伴うもの), 校外活動費 (宿泊を伴わないもの), 修学旅行費, 新入学学用品費 (1年生), 体育実技用具費, 医療費.

(※ 学校の検診で治療の必要があるとされたむし歯、中耳炎など)

3. 申請の方法

- ①申請書は、各小・中学校・野洲市教育委員会事務局学校教育課(別館)にあります。
②申請書に必要事項を記入の上、必要書類を必ず添付してください。(申請書は一世帯につき一部です)
③申請書は各小・中学校へ提出してください。

(注)

- ◎小・中学校の両方に兄弟姉妹が在学しておられる場合は、中学校に申請書を提出してください。
◎県立学校在学の場合は、学校長所見記入後、直接野洲市教育委員会事務局学校教育課へ提出してください。但し、市内校に兄弟姉妹がおられる場合は、市内校の方へ提出してください。

#### 4. 提出書類

- ①給付申請書（押印、保護者の口座番号の記入が必要です）
- ②添付書類（下記書類で該当するものすべてを必ず添付してください）
- 申請いただける方で1の項目(1)、(2)を証する書類（児童扶養手当受給の証明は添付不要）
  - 借家の場合は家賃額を証明するもの
- 平成30年1月2日以降で野洲市に転入された方、または野洲市に住民票のない方のみ
- 申請世帯全員の収入状況が確認できる平成30年度課税（所得）証明書
- ※課税証明書の発行は6月1日以降であるため該当者には個別に連絡します。

#### 5. 提出期限

平成30年2月1日（木）～3月15日（木）

新入学児童は4月13日（金）まで

#### ＜ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給について ＞

平成30年度の入学予定者から、就学援助費のうち、新入学児童生徒学用品費について、入学前（3月）支給を実施します。希望される方は、2月15日（木）までに学校教育課に申請してください。（同時に就学援助費の申請をしてください。）

なお、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を申請されない場合でも、平成30年度就学援助費を申請し、4月からの認定となった場合は、1学期末に同額が支給されます。

#### 6. 通知の方法

給付認定の可否については、6月中旬に野洲市教育委員会からご自宅へ郵送します。

#### 7. 支給時期

各学期末... 7月13日（金）・12月14日（金）・平成31年3月8日（金）

学校給食費・医療費以外該当分→保護者の口座に振り込みます。

学校給食費→学校の口座に振り込みます。 医療費→医療機関に振り込みます。

#### 8. その他注意事項

平成29年度受け給されている方で、引き続き受給を希望される場合も、改めて申請が必要です。

なお、申請書の記入もれ、書類不備、添付書類もれの時は認定が受けられない場合がありますので、ご了承ください。

また、給付は特別な場合を除き、保護者の方の指定口座（口座振替依頼書欄をご記入された場合に振りこみに振込させていただきます。

#### 【所得の基準額（参考）】

※所得の基準額は、ご家族の構成や年齢、住居（家賃）によって変わります。

3人家族の場合 父（43歳）、母（42歳）、子（10歳）

→家族の合計所得金額が、約207万円以下

5人家族の場合 祖母（63歳）、父（41歳）、母（37歳）、子（10歳）、子（8歳）

→家族の合計所得金額が、約285万円以下

（問合せ先）

野洲市教育委員会事務局 学校教育課

TEL 587-6017（直通）